

国民健康保険料

据え置き

平成 28 年度 保険料率

問合先 市国保医療助成課

国民健康保険（国保）の保険料は、加入者の皆さんが1年間に病院などにかかった時の医療費や他の制度への負担額の合計によって決まります。今年度は、昨年度に引き続き、一般会計からの繰入金により負担抑制を図り、保険料率を据え置くこととしました。

国保は、各種がん検診、特定健康診査の無料化や、データヘルス事業（データ分析に基づく保健事業）を実施し、医療費の上昇抑制に努めています。また、保険料の収納率向上に取り組み、国保の健全な運営を図っています。ご理解とご協力をお願いします。

平成 28 年度の保険料率

	医療分 加入者の医療費に充てる分	支援金分 後期高齢者医療制度への負担分	介護分 介護保険制度への負担分
所得割 世帯の前年所得により賦課	9.9%	2.7%	2.2%
均等割 世帯の加入者数に応じて賦課	25,200 円	6,900 円	13,100 円
平等割 世帯ごとに賦課	29,100 円	8,000 円	—

保険料の賦課限度額が変わります

賦課限度額は、所得の状況などにより高額な保険料となる場合に一定の基準を設け、高額とならないよう国が定めた基準により決定しています。

	医療分	支援金分	介護分	計
平成 27 年度	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円
平成 28 年度	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円

納付に困ったときは早めの相談を

保険料は、国保を将来にわたり安定して運営するためにとっても重要です。保険料は必ず納期限内に納付してください。滞納額が増えてしまうと、その後の納付がさらに困難になってしまいます。納付にお困りの方は、早めにご相談ください。

保険料を滞納していると…

- 通常の保険証が交付されず、有効期間が短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます
- 預貯金、生命保険などの財産や給与などを差し押さえられることがあります

夜間・休日納付相談窓口を開設しています。日程は折り返しの「いきナビ」に掲載されています

